

Monthly Association Construction Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

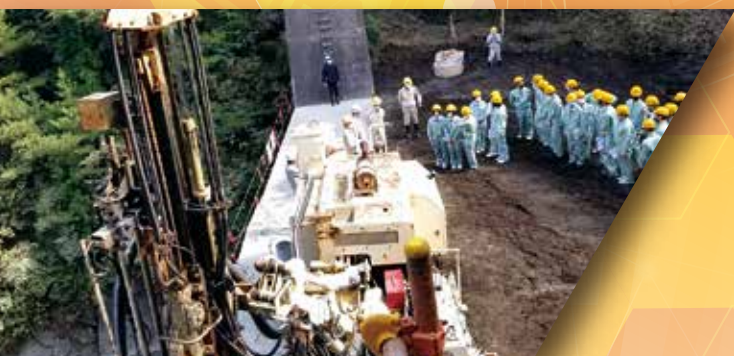
会報

2021
No.562

8

現場見学会

[令和2年10月29日(木)]
宮崎県立都城工業高等学校
建設システム科 1年生 40人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和3年8月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 九州地方整備局との意見交換会を開催	3
2. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催	3
3. 令和3年度 第4回常務理事会を開催	4
4. 令和3年度 第3回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
5. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について	7
6. 令和3年度 宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	8
7. 令和3年度 宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	9
8. 令和3年度 テレビCM放送のご案内	10
9. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	11
●雇用改善コーナー	
1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	12
●建退共	
1. 建退共の制度改正について	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	15
●技士会	
1. 令和3年度「監理技術者講習」のお知らせ	16
2. 令和3年度 技術セミナー開催のご案内	16
3. 令和3年度 1級土木施工管理技術「第2次検定」受験準備講習会のご案内	16
4. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定受験準備講習会「実力テスト」のご案内	17
5. 令和3年度 中間検査改定に関するアンケート調査へのお願い	17
6. JCM技術論文・技術報告の募集	17
●事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	18
●建災防	
1. 令和3年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について	21
2. 高電圧送電線近接作業における死亡災害について	21
3. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について	22
4. ずい道等の掘削等作業主任者特例講習について	23
●火薬協会	
1. 火薬類保安責任者等試験の願書受付状況について	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（6月分）	26
2. 中間前払金制度のご案内	27
●建設業情報管理センターからのお知らせ	28
●建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

令和3年8月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月			火薬 受験養成講習会（3日まで）
3	火	技士会 技術委員会	職長・安全衛生責任者教育（清武 4日まで）	
4	水	技士会 監理技術者講習	災防団体連絡協議会（宮崎）	
5	木	建設業経理事務士4級特別研修（6日まで） 各地区建設業協会長と各地区建設業協会青年部長との意見交換会	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（清武）	
6	金	技士会 技術セミナー（小林）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用） 運転の業務に係る特別教育（延岡 7日まで）	
7	土			
8	日	山の日	山の日	山の日
9	月	振替休日	振替休日	振替休日
10	火		職長・安全衛生責任者能力向上教育（清武）	
11	水	県協会 常務理事会・県との意見交換会		
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	技士会 技術セミナー（西都）	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（清武 18日まで）	
18	水	技士会 技術セミナー（日向）		
19	木	技士会 技術セミナー（高千穂）	足場の組立て等の業務に係る特別教育（延岡）	
20	金		高所作業車運転技能講習（延岡 21日まで）	
21	土			
22	日			
23	月	技士会 技術セミナー（日南） 全国建設業協会 生産システム委員会（東京）		
24	火	技士会 技術セミナー（都城）	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（清武 25日まで）	
25	水	技士会 技術セミナー（宮崎）		
26	木	九州建設業協会 土木委員会	斜面の点検者に対する安全教育（延岡）	
27	金	九州建設業協会 建築委員会	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用） 運転技能講習（延岡 28日まで）	
28	土			
29	日			
30	月			
31	火		足場の組立て等作業主任者技能講習（延岡 1日まで）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

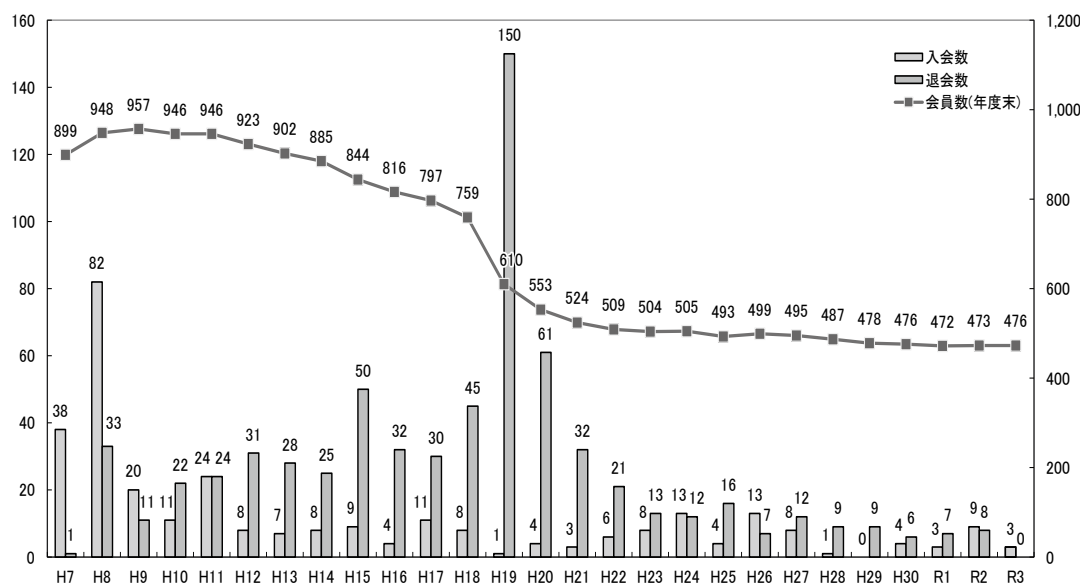
項 目	所 管	形 式
2021.7.8 付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2021.7.1 付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録推進事業助成金の案内について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
2021.4.1 付 宮崎県建設業協会 ～働き方改革対策に向けた週休2日制度を推進していきます～	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
串 間	(株) 谷 口 組	代 表 者	谷 口 光 秀	谷 口 大 海

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	476

※ H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68 社脱退)、R3 は 7.27 現在

宮崎県建設業協会

1. 九州地方整備局との意見交換会を開催

7月12日（月）に宮崎県企業局県電ホールにて、九州地方整備局との意見交換会が開催され、開会では九州地方整備局森下企画部長と藤元会長による挨拶が行われた。

情報提供では、「宮崎県内直轄事業概要」、「建設業における最近の話題」、「工事書類の簡素化」等について説明があった。

意見交換会では、「円滑な事業執行（不調・不落対策）」、「建設業における完全週休2日に向けた取組」をテーマとして、「余裕工期の設定」、「不調・不落になった案件での工事評価点でのインセンティブ」、「新3Kを促進するための施策」等についての要望を行った。

最後に、九州地方整備局津森建政部長の総括で閉会となった。



森下部長挨拶



津森部長挨拶



藤元会長挨拶

2. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催

6月30日（水）に宮崎観光ホテルにて、宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会が開催され、開会では宮崎河川国道事務所金納事務所長と河野国土交通委員長による挨拶が行われた。

情報提供では河川国道事務所より、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や5か年加速化対策

による「公共事業関係費の推移」や「令和3年度 総合評価落札方式の主な変更点」等について説明があった。

意見交換会では、「不調・不落の防止」、「完全週休2日に向けた取組」をテーマとして、「点在施行の発注方法」、「ICT施工の活用促進等による生産性の向上」、「若年者の入職対策」等について要望を行った。



金納事務所長挨拶



河野委員長挨拶



意見交換会

宮建協

3. 令和3年度 第4回常務理事会を開催

令和3年7月6日（火）14時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13/13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の情報提供及び出席者等について報告した。

議題2 令和4年度国・県に対する要望について

榎村事務局長が資料2に基づき、7月14日に公明党宮崎県本部、30日に自民党県連のヒアリングに向けた国・県に対する要望事項について報告し、承認された。

議題3 令和3年度地域・定例懇談会の提案議題について

榎村事務局長が参考5に基づき、9月末までの行事について報告し、承認された。

議題4 その他

（1）令和3年度県の委託事業（若年担い手・外国人材）について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、「建設産業若年入職者確保定着支援事業」、「建設産業外国人材確保支援事業」の応募及び雇用状況について報告した。

（2）国土交通委員会・直轄事務所との意見交換会開催結果について

榎村事務局長が参考2に基づき、6月30日に開催された宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会の開催結果について報告した。



第4回常務理事会

（3）青年部連合会「橋の日」ボランティア活動について

大谷課長が参考3に基づき、8月4日に青年部連合会で「橋の日」ボランティア活動を11地区で行うことについて報告し、承認された。

（4）清和政策研究会セミナーについて

藤元会長が参考4に基づき、清和政策研究会セミナーへの対応について報告し、承認された。

（5）その他

- ・プレキャスト構造物の活用による施工性の向上について協議した。
- ・建設業協会と青年部連合会との意見交換会の日程を8月5日で調整した。

議題5 8月以降の協会行事等について

榎村事務局長が参考5に基づき、9月14日の常務理事会及び10月末までの行事について報告し、承認された。

4. 令和3年度第3回宮崎県県土整備部と (一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和3年7月6日(火)午後4時、宮崎県建設会館
5階会議室において、檜村事務局等が開会を宣した。
出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

森次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：児玉管理課部参事兼管理課長
赤江課長補佐、一政・宗像主幹、
川内主任主事、佐澤主事
技術企画課：桑畑課長、和田課長補佐、
湯浅・岩切・春田主幹、
森川副主幹、
相良主任技師、工藤主査、
西村主任主事
河 川 課：戸田課長補佐、小濱主幹

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：斉藤課長、関・山下専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・興梠・河野(与)副会長、
柳橋・河野(義)・長友・池田・津房・
黒木・木村常務理事、
事 務 局：石井専務理事、
檜村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、
大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

大変忙しい中、ご出席いただき感謝を申し上げます。
静岡県熱海市で7月3日に盛土崩壊による土石流が発生した。被災された方々にお見舞い申し上げますと共に、
お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りする。本
会では、地域の安全と安心を守るために建設産業関連
団体を含めた防災体制作りをしている。県においても
災害時には各地区協会との連携をお願いしたい。

今年度から青年部連合会による「橋の日」ボラン
ティア活動を予定している。青年部の活動にも益々の理解
と支援をお願いしたい。

【森次長挨拶】

熱海市で土石流が発生したが、県内でも昨年に椎葉
村で土砂災害が発生している。これからの台風シーズ
ンに向けて、我々と協会の皆さんで協力して被害を最
小限に抑え、作業者の生命も守れるような対策を検討
していきたい。

新型コロナについては県内では比較的落ち着いてい
る。ワクチンの接種も徐々に進んでいるが、変異株に
は十分注意が必要だと考えている。

公共事業の発注については、令和2年度補正を含め、
まずまず件数の発注ができていると考えている。今
後も、残りの補正予算や令和3年度予算の工事が発注
されるが、不調不落が発生しないよう協力をお願いし
たい。

県の新規事業であるCCUS登録推進事業について
は、登録における費用の一部を助成する制度である。
是非、この事業を活用してCCUSの登録推進ができれば
と考えている。本日もよろしくおねがいしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

建設キャリアアップシステム登録推進事業について

●宮崎県内のCCUS登録事業者数を増加させることを
目的とした、建設キャリアアップシステム登録推進事
業の窓口が開設された。助成対象者は宮崎県内に主
たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和3
年6月1日以降に事業者登録をした業者。助成は事
業者登録料の1/2以内、カードリーダー購入費の
1/2以内。



第3回意見交換会

宮建協

《河川課》

災害復旧事業における変更について

- 災害復旧事業の設計変更は可能であるが、軽微な変更を除き主務大臣の同意が必要となる。ただし、変更協議前の事前着手は認められない。今後は、着手前の3者協議の実施、現場に適した施工歩掛等の見積対応、プレキャスト基礎ブロック等の2次製品の積極的利用を進める。

《工事検査課》

中間検査改定に関するアンケート調査について

- 令和2年度中間検査改定に関するアンケートの集計を行った。アンケート回答数は223件で16%程度であった。結果としては、全体的に中間検査に対して好意的な回答がされている。今年度も引き続きアンケート調査を行うため協力をお願いしたい。

◆意見交換会

中間検査改定に関するアンケート調査について

協会→中間検査の有無による評価点数はどのように変化しているか教えていただきたい。

県 →現在、分析中でありデータを整理している。

書類簡素化について

協会→専門員によっては、現在では作成する必要のない書類を要求されることがある。必要な書類等について教えていただきたい。

県 →評定項目にあるものについては確認を行うことになっている。専門員には基準に沿った対応を行うよう指導している。県としても指導は続けるが、理解度等に個人差もあるため、コミュニケーションを取りながら対応をお願いしたい。

協会→精度等の条件は厳守すべきものであるが、書類簡素化については受発注者双方の技術者の負担軽減になるようにしていただきたい。

設計及び入札方法について

協会→設計金額が実情と大きく乖離している場合がある。その際に設計変更を依頼したが、災害工事のため変更ができないと回答された。災害工事の場合、設計変更は不可能なのか教えていただきたい。

県 →設計変更は可能である。詳細は不明だが、災害工事を受注する企業がないため等のやむを得ないレアケースの可能性がある。

協会→随意契約等の活用や入札方法についても考えていただきたい。

県 →不調不落が2回以上になった工事の場合は随意契約となる。それでも受注者がいない場合は、見積りを取るのが基本となる。受注の状況等を把握し、発注方法についても見直しを行う。

協会→地区によっては若手がない等の事情もある。働き方改革や新3K、災害対応等も含めた入札方法について検討していただきたい。また、一式工事の単価設定についても考えていただきたい。

プレキャスト等の活用について

協会→工期短縮や施工性向上のために、当初設計におけるプレキャスト等を積極的に活用していただきたい。

県 →今までは、経済性のみで現場打ちを採用していたが、施工性や工期も重要なポイントだと考えている。また、現場打ちの場合は水替えに時間がかかってしまう問題点もあり、環境負荷も大きい。工事や現場状況もあるため、全ての工事で2次製品の利用というのは厳しいが、積極的な活用を進めていきたい。

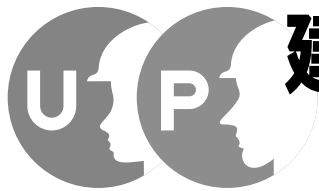
協会→生コンや鉄筋、型枠等への影響もあると思うが、可能な限り施工性を上げられるようにしていただきたい。

現場状況について

協会→受注後にスムーズに工事を進めるために、発注者で把握している現場の情報は可能な限り教えていただきたい。

県 →現場情報については受発注者間でお互いに共有することが重要であるため、担当には指導する。複雑な構造物等については3者（発注者・受注者・コンサルタント）で協議する仕組みもあるため活用して欲しい。

5. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について



建設キャリアアップシステム 登録推進事業

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは？

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。



登録の メリット等

- 施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる！
 - 建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる！
 - 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる！
- ※登録方法は、ホームページ(<https://www.ccus.jp/>)及び認定登録機関(宮崎県建設業協会)にてご確認ください。

事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

助成対象経費

- (1) CCUSの事業者登録料の1/2以内
 - (2) カードリーダー購入費の1/2以内
- ※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。
※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和3年6月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月末日まで

(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
オジギビト

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

宮建協

6. 令和3年度 宮崎県委託事業 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について



若年者を雇用する企業を応援します!!
宮崎県
**建設産業若年入職者確保
定着支援事業**



事業目的	将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、現場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。
対象者	失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人（先着順） ※応募申請前に雇用された者は除く
助成対象経費	(1) 雇用した研修生の人件費 (2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）雇用保険料等 (3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費 ※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む
助成額	(1) 助成率：対象経費の1/2以内 (2) 助成額：最長5か月、上限65万円
上記の助成金を受給するには	研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う必要があります。
申請できる事業所	(1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等
受付期間	令和3年5月6日から随時 (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意：13人の雇用または事業予算に到達した時点で終了します。
応募方法	申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。 ※実施要領の内容をご覧ください。応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会

電話：0985-22-7171
http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp

7. 令和3年度 宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について



外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

**建設産業外国人材
確保支援事業**



補助対象者	宮崎県内に本店がある 建設業者(建設業許可を有すること)
補助対象経費	当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限ります。 1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費 5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他 ※研修費について 入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る
補助対象 在留資格	●高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材 (例:土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者) ※技能実習生は補助対象外です。
補 助 額	助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)
対象者の限度	1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)
受 付 期 間	令和3年5月6日から令和4年2月末日まで (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意:事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。 御了承ください ※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。
その他の条件	・消費税・地方消費税は対象外。 ・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限る。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社) 宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

宮建協

8. 令和3年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の「安全・安心を守る」「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和3年度放送日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆CM展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による
橋梁が完成するまでの15秒CM 1ヶ月 約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター 「オジギビット」

9. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

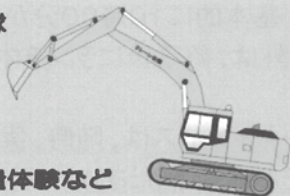
体験内容 ●青年隊概要説明

●施設案内

●建設機械試乗・測量体験など

●ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



雇用改善コーナー

1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号
職発 0210 第 10 号
開発 0210 第 3 号
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官
小 林 洋 司
(公印省略)

令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (通知)

新規中学校・高等学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業生に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのばるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

(2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共の制度改革について

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されることに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

《制度改革に伴う手続き》

1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。

[1日券]
320円



[10日券]
3,200円



(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。（※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。）

交 換 期 間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関（代理店）
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。（既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。）

4 共済手帳はそのままお使いください。

- 1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで（次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで）更新手続きは必要ありません。
- 2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
4月末計	2,571	30,571
加 入	3	132
脱 退	2	177
5月末計	2,572	30,526

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
5月分	876	158	149,340,728	前 月 分	49,799
今年度総累計 (2021年5月)	1,849	252	244,496,279	当 年 度 累 計	49,799

技士会

1. 令和3年度「監理技術者講習」のお知らせ

技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ていますので、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年後の12月31日まで有効となりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和3年度の今後の予定は、右記のとおりです。

日 程	場 所
令和3年 8月 4日 (水)	宮崎県建設会館
令和3年 9月 22日 (水)	都城建設会館
令和3年 10月 6日 (水)	延岡建設会館
令和3年 11月 10日 (水)	宮崎県建設会館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

2. 令和3年度 技術セミナー開催のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、今年度もCPDS認定講習の技術セミナーを開催します。

日程につきましては下記のとおりです。ふるってご参加下さい。

日 程	対象地区協会	会 場	日 程	対象地区協会	会 場
8月6日 (金)	小林	小林市	8月23日 (月)	日南、串間	日南市
8月17日 (火)	西都、高鍋	西都市	8月24日 (火)	都城	都城市
8月18日 (水)	日向	日向市	8月25日 (水)	宮崎、東諸	宮崎市
8月19日 (木)	延岡、高千穂	高千穂町			

なお、申込みなど詳細については地区協会からの案内をご覧下さい。

3. 令和3年度 1級土木施工管理技術「第2次検定」 受験準備講習会のご案内

【CPDS認定講習会】

本年の1級土木施工管理技術「第1次検定」は7月4日(日)に実施されましたので、10月3日(日)の第2次検定に向けた講習会を次のとおり開催します。昨年度、学科試験のみに合格されている方と、今回の第1次検定に合格された方が対象になります。

1級 第2次検定講習 (4日間を2回に分けて開催)		
日 程	1回目	令和3年9月2日(木)～9月3日(金)
	2回目	令和3年9月9日(木)～9月10日(金)
受講金額	会員:25,000円 ・ 非会員:29,000円 (テキスト代は別)	
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東2丁目9番19号)	
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)	

4. 令和3年度 2級土木施工管理技術検定 受験準備講習会「実力テスト」のご案内 【CPDS認定講習会】

今年の2級土木施工管理技術検定は10月24日（日）に実施されます。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたので、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

2級 実力テスト （2日間）	
日 程	令和3年9月16日（木）～ 9月17日（金）
場 所	宮崎県建設会館 （宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 （0985-31-4696）

5. 令和3年度 中間検査改定に関する アンケート調査へのお願い

宮崎県工事検査課では、今年度もアンケート調査を実施しており、**アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会**で行っておりますので、ご協力をお願い致します。

- アンケートの対象
 - ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の当初設計金額1千万円以上で完成検査を受検した工事
- アンケート調査票（エクセル形式）の配布

宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。

○ 新着情報 2021. 4. 19
- アンケート調査票の収集

宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール送信してください。

【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】
m-gishi@m-gishi.jp
- 提出期限（目安）

完成検査受検後、概ね2週間以内を目安に、提出してください。

6. JCM技術論文・技術報告の募集

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、第26回土木施工管理技術論文・技術報告を募集しています。この応募で受理されますと、**論文15ユニット、報告10ユニット**が付与されます。執筆対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、現場代理人、監理技術者等の役職の限定はありません。

詳しくは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

また、応募は、JCMホームページにおいてオンラインからご応募ください。期限は**令和3年11月30日（火）**までとなっております。

優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。最近の表彰履歴は下記のとおりです。

なお、敬称は略させていただきました。

第25回	技術報告特別賞	佐藤 豊明	日新興業（株）
------	---------	-------	---------

事業協同組合 ■ ■

1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に ‘次世代’金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

立替決済サービス登場！

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) *1

登録受付中！

スピーディな
立替

担保・債務保証
不要

シンプルな
一律手数料

ポイント！

売り手/買い手
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円～1億円の立替 *2 *3 *6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要<独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
 - ・建設会社様、資材会社様（又は協力会社様）双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。*4
 - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。

買い手
(建設会社様)



①納品・検収

**LAND
DATA
BANK**

金融サービス
プラットフォーム

*5

売り手
(資材会社様・協力会社様)



③
後払い

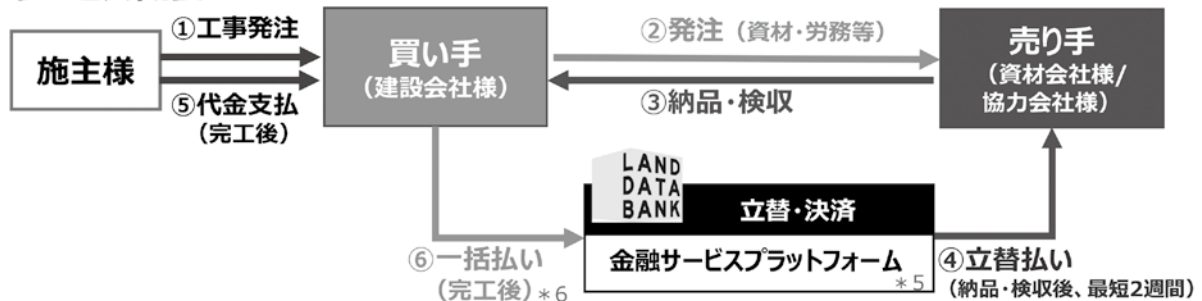
②
立替払い

株式会社ランドデータバンク

www.ldb.co.jp/



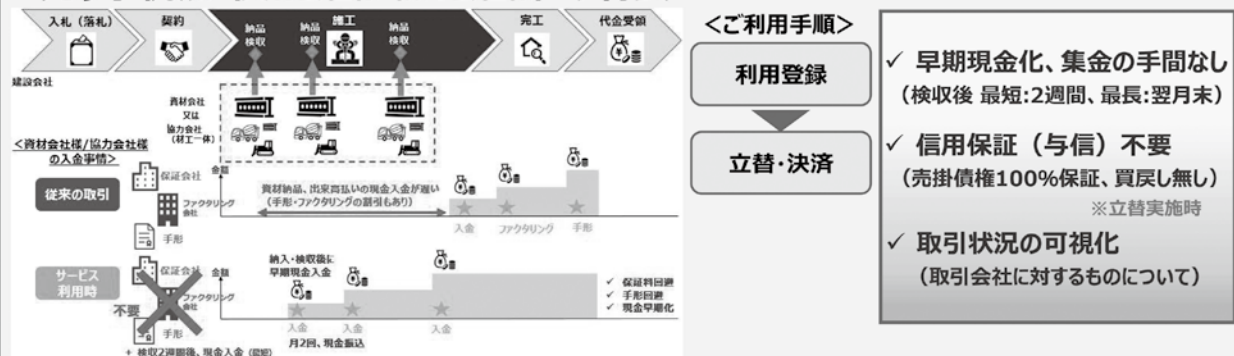
■ サービス概要



■ 買い手視点 (建設会社様) の特長



■ 売り手視点 (資材会社様・協力会社様) の特長



- *1 9月1日は正式登録開始日、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。
- *2 建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です (工事受注額ではありません)。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。 ※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。
- *3 当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合や申込・立替ができない場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。
- *4 立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。
- *5 当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。
- *6 一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前にて弊社へのお支払いとなる場合があります。尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

株式会社ランドデータバンク



〒105-0004
東京都港区新橋1-7-10
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階
☎ 0120-577-525
Mail: info@ldb.co.jp

設立

2019年7月26日

資本金

14億円

株主

・INCJ (産業革新機構から分割、事業継承)
・コマツ (小松製作所)
・三井住友銀行
・三井住友ファイナンス&リース
・三井住友カード

組 合

よくあるご質問

Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？

<建設会社様> 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
<資材会社様> 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
<建設会社様> ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂いて簡単に申込みができます。
<資材会社様、協力会社様> ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q5 審査はどのようにおこなわれますか？

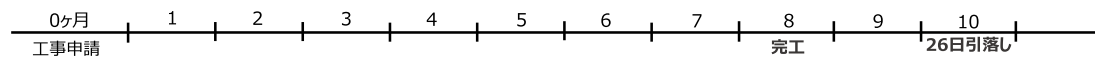
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へのお入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へのお入金時期は以下の通りです。
「月2回のタイミングで入金となります」
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金
*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



Q8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q10 システムを使用するの登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

建災防

1. 令和3年度 安全衛生に係る宮崎労働局長表彰について

「安全衛生に係る宮崎労働局長表彰」は、地域の中で安全衛生成績が高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場等に対し表彰を行っているもので、その授与式は、毎年、全国労働安全週間中に行われていますが、本年度は、7月1日（木）にホテルメリージュで開催され、4事業場と個人4名が受賞されました。

建設業関係の受賞者は次のとおりです。

【安全衛生推進賞】

○濱田 憲和

建設業労働災害防止協会宮崎県支部延岡分会
安全指導者



2. 高電圧送電線近接作業における死亡災害について

【取扱注意】

(事故情報共有)

高電圧送電線近接作業における死亡災害について

2021年 6月 15日
経済産業省 商務情報政策局
産業保安グループ電力安全課

高所作業車作業員が作業箇所近接の高電圧送電線へ接触又は接近し受傷する事故が発生しましたので、周知いたします。

【注意喚起】 高電圧送電線近接の工事等における送電線設置者への協議の徹底について

- ・工事に先立ち現地調査を実施し、必要な高電圧送電線との離隔が確保されているかについて確認を行うこと
- ・高電圧送電線近接にて工事を行う場合は送電線の設置者と事前に協議を行い、施工方法の確認等を適切に実施すること
- ・高所作業車等の建設機械を使用する場合は、電線との離隔を確保するため、高さ制限機能や監視人の配置等の必要な保安措置を講じること

【事故概要】

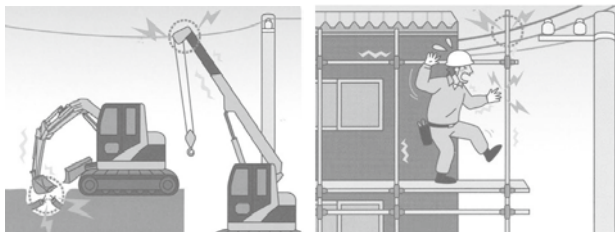
1. 発生日時 2021年6月9日 8時4分頃
2. 事故発生場所 神奈川県横浜市 ゴルフ場敷地内
3. 事故概要

造園業者が高所作業車にて樹木伐採作業中、高所作業台が高電圧送電線（鉄道会社所有）に接触又は接近し作業員2名が受傷（推定）。その後、作業員2名の死亡が確認された。

4. 原因（詳細調査中）

・事前に高電圧送電線近接における作業について、送電線の設置者との協議が実施されておらず、必要な保安措置が講じられていなかった。

【高電圧送電線近接工事における感電事故の例】



- 現地調査を実施し、送電線設置者との工事に際しての協議を実施して下さい。
- 作業員に対し、感電の危険を周知し安全措置を講じた上で作業を行って下さい。
- 電線近接の工事には、事故防止のため防護管を取り付けて下さい。クレーンや工事用足場等を使用される事業者には、防護管取付等の安全措置義務があります。

建災防

3. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について

《令和3年8月1日～9月10日》

建災防では、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害を減少させるため、災害発生件数が多くなる夏季に重点期間を設定し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施します。

会員事業場におかれましても、墜落・転落災害を防止するため、次の基本的事項の確実な実施をお願いします。

- ・作業床・手すり等の確実な設置
- ・安全帯の使用の徹底
- ・作業開始前の足場の点検の実施
- ・足場の組立て等に従事する作業者に対する特別教育の実施



◎足場の組立て等作業主任者技能講習

開催日	開催場所
令和3年8月31日(火)～9月1日(水)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)

◎足場の組立て等の従事者に係る特別教育

開催日	開催場所
令和3年8月19日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)

4. ずい道等の掘削等作業主任者特例講習について(建災防本部より)

なお、建災防宮崎県支部では同特例講習は開催しておりません。受講される場合には、本部ホームページをご確認ください。

令和3年4月1日施行

ずい道等の掘削等作業主任者 特例講習のご案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が、令和2年6月15日に改正、公布され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました（基発0615第6号 令和2年6月15日）。

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用となり、改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できません。

建災防では、上記の方が引き続き作業主任者に選任されるために、「特例講習」を実施いたします。実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

1. 建災防支部が実施する特例講習

ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習

2. 受講対象者

令和3年3月31日までに、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者

3. カリキュラム

科目	範囲	時間
作業環境の改善方法等に関する知識	空気中の粉じんの濃度等の測定方法 換気等の方法 呼吸用保護具	1時間30分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則 中の作業環境の改善方法等に関連する条項	30分

※ 講習修了後に修了試験（筆記試験）を行い、合格者に対して修了証を交付いたします。

建災防

5. お問合せ・申込み先

特例講習は、建災防支部で実施します。

開催日程は、本部ホームページ（右のQRコードからアクセス）よりご確認ください。

お申込みや受講料など詳細については、「実施する支部」へお問合せください。

特例講習開催日程は
こちらからアクセス！



参考：本部ホームページ 講習日程一覧

建設業労働災害防止協会(建災防)				
小	中	大	お問合せ・アクセス	協会情報 English
トップページ	技能講習・各種教育のご案内	図書・用品のご案内	支援事業のご案内	安全管理・技術支援のご案内
講習日程一覧				
日程	2021年6月	エリア	全国	全て
※ まずは、エリアの電話番号にお電話いただき、空き状況等をご確認ください				
日程	エリア	電話番号	支部HP	備考
2021年5月23日	神奈川県	045-201-8456	支部WEBサイトへ	特例講習 横浜南分会開催
2021年8月17日	神奈川県	045-201-8456	支部WEBサイトへ	特例講習 横浜南分会開催
2021年8月27日	東京都	03-3551-5372	支部WEBサイトへ	特例講習（講習時間：2時間）
2021年10月19日～2021年10月20日	神奈川県	045-201-8456	支部WEBサイトへ	総研 横浜南分会開催
2021年10月予定	東京都	03-3551-5372	支部WEBサイトへ	シールド（講習時間：1.4時間 30分）

注）令和3年4月1日以降のずい等の掘削等作業作業主任者技能講習修了者は、特例講習を受講する必要はありません。

●参考：主な改正内容

- ① ずい道等の坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等の測定を行うことを事業者に義務づけたこと。（粉じん障害防止規則 第6条の3）
- ② 測定結果に応じて、換気装置の風量増加等の措置や有効な電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させることを事業者に義務づけたこと。（粉じん障害防止規則 第27条）
- ③ ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること等を追加すると共に、技能講習の科目や範囲を改めたこと。（労働安全衛生規則 第383条の3）

参考：改正に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11791.html

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：<https://www.kensaibou.or.jp/>



火薬協会

1. 火薬類保安責任者等試験の願書受付状況について

本年9月5日（日）、宮崎市（宮崎県建設技術センター・産業開発青年隊）において実施する令和3年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします。

職 種 \ 種 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	合 計
建 設 関 係	13	10	0	23
砕 石 関 係	14	0	0	14
製 造 関 係	20	0	1	21
煙 火 関 係	0	0	0	0
公 務 員	1	2	0	3
学 生	0	0	0	0
そ の 他	38	0	0	38
計	86	12	1	99

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎県建設技術センターです。
場所は、宮崎市清武町今泉の清武総合支所から約1キロメートルの宮崎県産業開発隊のある場所です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 施設内の設備や備品等に触れたり、使用したりしないでください。
- 本館の施設外にある指定された場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、080-1796-5190です。
(宮崎県建設技術センターからの取次ぎはご遠慮ください。)

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	369	▲ 1.9	15,022	▲ 14.3	802	▲ 1.7	40,361	▲ 10.8
令和2年度	376	▲ 1.8	17,526	45.7	816	▲ 6.1	45,256	50.1
令和元年度	383	21.6	12,030	5.4	869	21.9	30,150	5.8
平成30年度	315	▲ 2.5	11,416	7.3	713	▲ 1.0	28,492	▲ 10.9

※増減率：前年同月比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

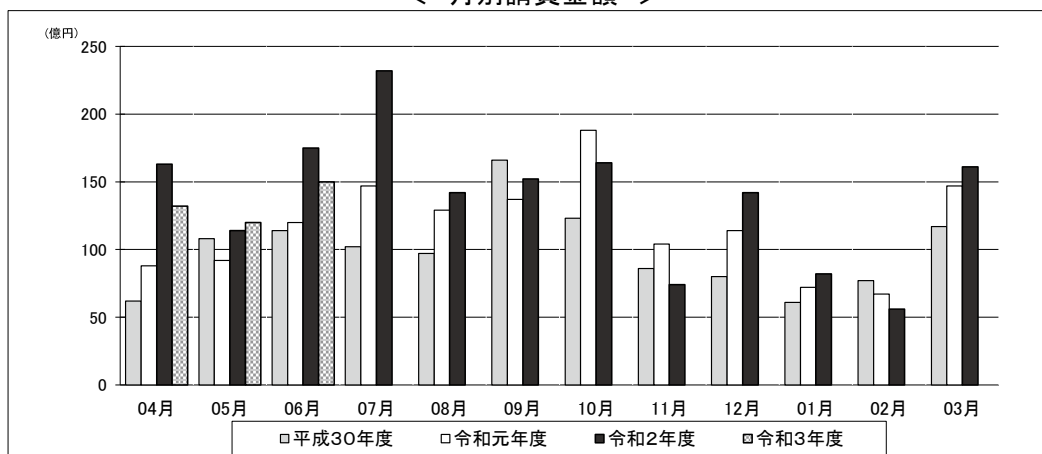
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	49	36.1	5,524	28.7	114	18.8	12,748	24.4
独立行政法人等	1	<	439	<	4	▲ 33.3	1,047	135.5
県	129	4.9	4,165	▲ 41.7	256	6.7	12,536	▲ 17.8
市町村	187	▲ 13.8	4,660	▲ 23.5	420	▲ 11.4	12,913	▲ 33.1
その他の公共的団体	3	<	231	<	8	<	1,114	<
計	369	▲ 1.9	15,022	▲ 14.3	802	▲ 1.7	40,361	▲ 10.8

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	44	▲ 39.7	2,286	▲ 59.9	130	▲ 14.5	7,173	▲ 23.4
日 南	35	▲ 5.4	1,171	▲ 19.4	70	1.4	4,499	95.9
串 間	19	18.8	336	▲ 42.4	39	11.4	1,627	▲ 32.9
都 城	51	6.3	5,095	84.3	108	6.9	9,782	30.1
小 林	32	▲ 15.8	823	▲ 42.7	73	1.4	1,704	▲ 28.5
高 岡	26	73.3	443	95.8	42	35.5	788	15.1
西 都	23	▲ 17.9	634	11.9	53	8.2	2,115	▲ 61.0
高 鍋	8	▲ 55.6	390	▲ 78.3	28	▲ 34.9	1,379	▲ 65.4
日 向	51	15.9	1,263	6.7	99	▲ 8.3	4,332	▲ 5.0
延 岡	43	126.3	1,998	105.4	92	43.8	5,340	39.9
西臼杵	37	▲ 7.5	578	▲ 30.9	68	▲ 26.1	1,617	▲ 42.1
計	369	▲ 1.9	15,022	▲ 14.3	802	▲ 1.7	40,361	▲ 10.8

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

前払金 **40%** → 中間前払金 **20%** 受取可能!

契約締結 → 工期 (工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上) → 竣工

よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの? A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。	Q 出来高検査はあるの? A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
Q 手続きは面倒じゃないの? A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写)	Q 保証料はどれくらいかかるの? A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。 一例 請負金額5,000万円の工事の場合 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索

建設業情報管理センターからのお知らせ

経営状況分析は、信頼と実績の CIIC建設業情報管理センターにお任せください

豊富な 実績

永年の処理実績に裏付けされ、
建設企業様から高い評価を頂戴しています。
適正、的確な処理により、安心してお任せ
いただけます。



迅速な 処理

迅速な処理を心がけ、申請いただいてから、
3営業日以内に結果通知書を発送しています。

※昨年度実績平均2.9日。(申請内容、お問い合わせの内容により、お時間をいただく場合もあります)

どなた様にも親切丁寧な対応を心がけています
ぜひ、CIICの経営状況分析をご利用ください

「なんでも経審Plus」をリリースしました。

経営事項審査、建設業許可の変更届作成など、
行政庁に提出する申請書でお困りはありませんか？

申請書類が簡単に作成できるソフト

「なんでも経審Plus」をお試ください。

このソフトはCIICホームページに公開しており、
どなたでも無料(年会費、使用料など一切不要)で
ご利用いただけます。

ダウンロードしてお気軽にご利用ください。

操作がかんたん

ユーザー
登録不要

完全無料

「なんでも経審Plus」 サポート専用ダイヤル 03-5565-6236

経営状況分析は“信頼と実績の” 登録経営状況分析機関 登録番号1

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階) TEL 092-483-2841

【アドレス】<http://www.cic.or.jp/> 又は、CIIC 検索

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム(ISMS)
に準ずるISO規格(27001)
の認証を取得しています。



建設業福祉共済団

＜法定外労災補償制度＞

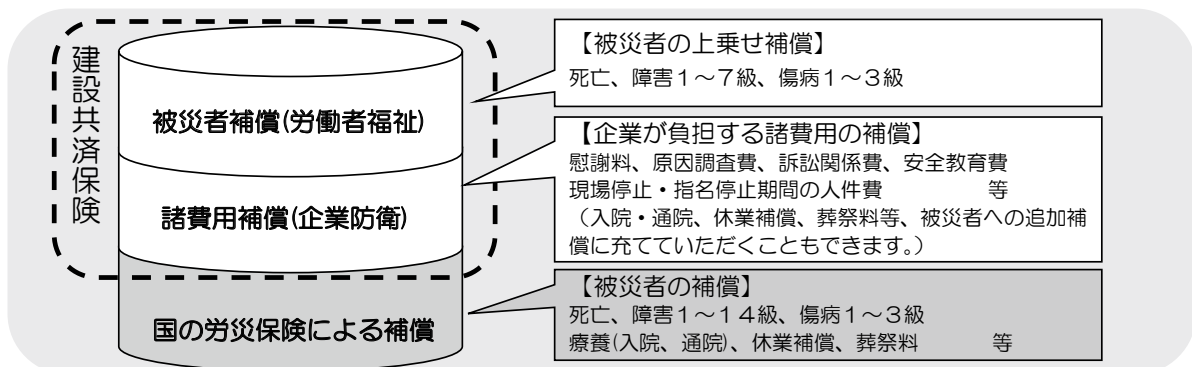
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索